

第23回秋田家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成28年7月7日（木）午前10時00分～正午

第2 場所

- 1 秋田家庭裁判所大会議室
- 2 秋田少年鑑別所会議室

第3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

小川浩，奥田義貴，柏木良太，小棚木均，齊藤顕，丸野内真理子，宮野素子，山本尚子，渡部厚子

（列席職員）

中野事務局長，内山事務局次長，板橋首席家裁調査官，伊藤首席書記官，庄司書記官，鈴木総務課長，山方秋田検審事務局長，星庶務係長

第4 議事

- 1 開会宣言
- 2 委員長挨拶
- 3 新任委員の紹介及び挨拶
- 4 協議

議題「少年事件における少年鑑別所との連携について」

(1) 基調説明

庄司書記官が少年審判手続の概要について説明した。

(2) 秋田少年鑑別所に移動し，秋田少年鑑別所長から概況説明がなされた。

(3) 秋田少年鑑別所の施設見学を行った。

(4) 意見交換

別紙記載のとおり

5 次回期日及び次回議題

追って調整する。

6 閉会宣言

(別紙)

意見交換

(以下、◎は委員長，○は委員，△は説明者（鑑別所職員），□は説明者（裁判所職員）の各発言)

- 薬物非行を行った少年など、医療的な措置を必要とする少年をこの鑑別所で扱うことはあるのか。あるとした場合、特別な扱い方というものはあるのか。
- △ 薬物非行があった場合には、薬物使用に関する情報を詳しく調べて、必要があれば精神科医の診断を仰ぎ、処遇方針、鑑別方針を検討する。
- 鑑別所に入ってくる少年の気質は、10年前と比べて変わってきている点はあるか。
- △ 当所では、以前は暴走族等に所属している少年などが多く入ってきていたが、最近は大規模な集団に属する少年は少なくなっている印象がある。
- 親についての変化はあるか。
- △ 面会等で子どもに接する態度を見る限り、余り変わりはないように思われる。
- ◎ 親から虐待を受けていたということが判明した事例はあったか。あった場合に、面会の際に親と会わせるかどうかの問題となった事例はあったか。
- △ 幼少期に虐待に近い体験があったと思われる少年はいたが、近年、面会の許否に影響するまでのケースはなかった。
- 家庭裁判所で扱う少年は14歳から19歳と先ほど説明を受けたが、少年鑑別所は12歳以上を対象にしているということで、12歳、13歳の少年について鑑別するのか。
- 家庭裁判所は、原則14歳以上の少年を扱うことになるが、14歳未満で非行があった少年については、まず警察は児童相談所に通告するという形になる。児童相談所が、児童福祉法の措置ではなく少年法の措置のほうが適当だと判断したような場合には、児童相談所が家庭裁判所に事件を送致すること

とになる。家庭裁判所は、事件送致になった場合は14歳以上の少年と同様の
手続で扱ってよいということになる。

- 個室と集団用の部屋があったが、どういう順番で少年を入れていくのか。
- △ 当所においては、共同室に収容することが適当という特段の事情がなければ個室に優先して収容している。審判の前には、静かに落ち着いて考えることのできる環境を確保することが大切だと考えている。
- 集団の部屋に入ること、他の人の考え等が本人に影響を与えるということとはなかったか。
- △ 集団を構成する際は、少年の特性等を観察した上で組み合わせを検討しており、お互いに悪影響を及ぼすことのないよう努めている。
- ◎ 視察委員会はどのような形で運営されているか。
- △ 基本的には年4回、視察委員会が開催される。視察委員会は、少年鑑別所の実情を把握した上で意見を述べることでされており、意見を述べるために実情を把握する方法の一つとして、在所者が提出した意見・提案を確認している。在所者が意見等を提出できる提案箱は、視察委員会開催時のほか、適宜の時期に視察委員が来庁して確認している。提案箱に投かんされた意見等は、視察委員会が少年鑑別所に対して述べる意見を作成するための資料となる。視察委員会からの意見は、より良い施設運営に生かすという観点から検討させていただいている。
- 4週間という期間は、少年にとっては長いと思うが、少年はどのように変化していくのか。例えば審判の前になると少年は変わっていったりするの
か。
- △ 少年鑑別所では、鑑別の一環として、様々な課題を与えたり面接等をして
いるが、そうした過程の中で、少年が徐々に自分自身を見つめ直すようになって
いると感じることはある。
- 図書がいろいろあったり、運動する際には職員と一緒にキャッチボールを

してあげるといった話があったが、勉強を見てあげたりもするのか。

- △ 勉強については、担当教官が指導したり外部講師に依頼することもある。
当所では教材を用意したり、図書室にいろいろなテキストや本を置いて自由に借りられるようにしている。